

岡山市告示第 629 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和2年3月4日岡山市告示第151号により指定した区域について解除する。

令和 2年 7月 9日

岡山市長 大 森 雅 夫



- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
岡山市北区清心町292番1の一部、292番4、292番7の一部、293番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

(別図) 指定を解除する形質変更時要届出区域

